

～県民の皆様の文化活動を支援します～

# 公益財団法人福島県文化振興財団助成事業 平成30年度助成事業の追加募集について

(公財)福島県文化振興財団では、平成30年度助成事業において、追加の助成申請を受け付けています。申請方法などについては、最寄りの市町村窓口または下記の(公財)福島県文化振興財団までお気軽にお問い合わせください。

## 1 対象事業

### (1) 成果発表事業

自らが行う日頃の文化活動の成果を広く県民に公開する事業。

例：美術展、音楽会、演劇・舞踊の公演、文芸誌・郷土史誌の出版、短歌・俳句大会等々。

### (2) 発表会等への参加事業

県内外での発表会・コンクール等への参加事業で、次に該当するもの。

- ① 県代表以上の資格またはそれに準ずる資格で出場または出品する事業。
- ② 国内の公的機関から招へいされ出場または出品する場合で、財団で認めるもの。

### (3) 文化団体への事業

文化活動に関し連絡調整をすることを目的とする全県規模の文化団体の事業。

### (4) 特認事業

講演会等の文化事業で、その内容が全県的に大きな影響を与え、県民文化の振興に著しく寄与する事業。

### (5) 被災者文化活動支援事業

- ① 東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業
- ② 東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化の保存・継承のために行うソフト事業
- ③ 東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等の新調・修理事業

### (6) 文化財の保護事業

- ① 登録文化財及び市町村指定文化財のうち、国及び自治体以外が所有する文化財の保護・保存のための事業、または、当該市町村の推薦があり、特に財団が必要と認める文化財の保護・保存のための事業。  
例：有形文化財・記念物の保存・補修事業、無形文化財・民俗文化財の備品整備・伝承及び記録事業等。
- ② 経済産業省が認定した近代化産業遺産（国及び自治体所有を除く）の保護・保存のための事業。
- ③ 文化財関連の展示や民俗芸能等の発表会を目的とした事業等。

(7) 文化振興による地域づくり事業

文化振興による地域活性化及び文化資源を生かした地域づくりに関するソフト事業。

(8) 伝統文化の保存・継承・発展事業

伝統文化の保存・継承・発展を目的とし、全県的・地域的に影響が大きいソフト事業。

2 助成対象となる事業を行う期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(申請時に既に終了している事業であっても、上記の期間内に実施した事業については助成の対象となります。)



3 申込方法

所定の申請書に記入の上、最寄りの市町村担当窓口へ提出。

4 申込期限(各市町村窓口)

平成30年8月31日(金)

※各市町村窓口経由のうえ、9月5日(水)まで財団必着のこと

5 その他

【お問い合わせ・ご相談】

各市町村窓口または(公財)福島県文化振興財団(福島県文化センター 文化推進課  
電話 024-534-9191)までご連絡ください。

◎申請方法、申請書の様式など詳しくは、財団ホームページをご覧ください。

<http://www.fcp.or.jp/zyoseikensyou/zyoseikensyou.htm>

「助成事業利用の手びき」(ホームページ内「助成申請方法について(PDF版)」)

---

お知らせ

平成31年度助成事業の申請受付から、「出版による成果発表事業」の取扱いを一部改正いたします。

【改正前】刊行後1年以内のもの。又は当該年度中に刊行予定のもの。

【改正後】当該年度中に刊行予定のもの。

◇平成31年度助成事業の受付期間(予定)

平成30年12月1日～平成31年2月28日

◇平成31年度助成の対象事業

平成31年4月1日～平成32年3月31日までに実施予定の事業

※この期間に、刊行するものについて助成を行います。前年度に刊行したものは助成の対象となりませんので、ご注意ください。